

八街市下水道事業経営戦略(令和7年3月改定)(案)に対する意見 と市の考え方

対応項目

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
 E：その他の意見

番号	該当箇所	意見の要旨	対応	市の考え方
1	3-1. 下水道整備区域	下水道の整備計画は先送り感が強いのでロードマップをつくり、優先課題として取り組みをすること。「R16年目標値：633 ha、R31年目標値：1030 ha」中期目標 R16年度 633 haと整備計画が少ない。確実なる実行計画として短・中・長期の行程を発表してください。	D	いただいた意見箇所について、今回加筆・修正は実施いたしません、目標値は、令和4年度策定の「八街市污水適正処理構想」にて設定した中長期目標です。この「八街市污水適正処理構想」を改定する際の参考意見とさせていただきます。
2	9-2. 3) 経費回収率の維持	使用料単価（現在約 140 円/㎡）の値上げ改定は流域下水道維持管理費負担金の値上げに合わせて本市も改定が必須と考えます。本計画案の令和8年度より改定 168 円/㎡、182 円/㎡、196 円/㎡と3パターン予定していますが、受益者負担としては、10%程度の値上げの見直しが必要	D	いただいた意見箇所について、使用料単価の改定率をわかりやすく一例として3パターン提示しております。 令和7年度に汚水処理にかかる維持管理費などを考慮し、今後も下水道事業の健全な経営を維持していくため、下水道運営審議会等の協議を経て改定率を決定していきます。
3		用途制限区域内 540 haで終了し残りの地域は「市町村型整備型合併浄化槽」へ転換するよう再計画が必要	E	いただいた意見箇所については下水道事業経営戦略(案)の部分ではないため、今回加筆・修正は実施いたしません、参考意見として承ります。
4		下水道の老朽化による道路陥没が八街市でも起こらないか。市民を安心させる広報活動が必要と考える。	E	いただいたご意見について、市ホームページやSNSを通じてお知らせしています。